



平成 28 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー グ ラ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 江 口 久
(コード番号：3294 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 白 惣 考 史
(TEL. 03-3518-9779)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして下記の通り新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

取締役の報酬について、当社の業績及び株式価値との連動性を高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することによって、中長期に継続した業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社イーグランド第 7 回新株予約権（株式報酬型）

2. 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名 453 個

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

453 個

上記の総数は割当予定数であり、引受の申し込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、割当日後に当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を適切に調整するものとする。

(3) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した公正価額とする。なお、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込に代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権と引換えにする払込金額の払込期日

平成 28 年 7 月 29 日

(5) 新株予約権の割当日

平成 28 年 7 月 29 日

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権を行使できる期間は、平成 28 年 8 月 1 日から平成 58 年 7 月 31 日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記（7）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権の全部を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が当社の取締役在任中に死亡した場合又は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から 6 か月を経過する日までの間に限り、新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。
- ③ 新株予約権者が当社の取締役を解任された場合は、新株予約権を行使することができない。
- ④ その他の行使条件は、当社と新株予約権者との割当契約にて定める。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は当社の取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合は、当社の取締役会が別途決定する日において、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権が新たに交付されるものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3(2)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記3(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記3(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記3(8)に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記3(9)に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記3(10)に準じて決定する。
 - ⑨ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3(11)に準じて決定する。
 - ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
 - (15) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
4. その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

以 上